$\sqrt{(a/b)} \times 0.9724$ はｂが０であるときは０とする。

［略］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

$\frac{(c \times d - e)}{(c \times d - e)} \times 0.75$ に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、$c \times d - e$ が負数となるときは０とする。

算式の符号

ｃ　前々年度の３月１日から前年度の２月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

ｄ　地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

ｅ　前３年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・五九二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二　略］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に一・二四九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に一・〇九八を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。

$\sqrt{(a/b)} \times 1.0217$ はｂが０であるときは０とする。

［同左］

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

$\frac{(c \times d + e \times f - g)}{(c \times d + e \times f - g)} \times 0.75$ に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、$c \times d + e \times f - g$ が負数となるときは０とする。

算式の符号

ｃ　前々年度の３月１日から前年度の９月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

ｄ　平成30年地方税法等改正法による改正前の地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

ｅ　前年度の10月１日から２月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

ｆ　地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

ｇ　前３年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2.00を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

（利子割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の二　利子割交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

地方税法施行令第九条の十五の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された利子割交付金の額の合算額に一・七六三を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額

［二　同上］

（配当割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の三　配当割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の十九の規定により前年度の八月、十二月及び三月に交付された配当割交付金の額の合算額に〇・七二六を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（株式等譲渡所得割交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四　株式等譲渡所得割交付金の基準額は、地方税法施行令第九条の二十三の規定により前年度の三月に交付された株式等譲渡所得割交付金の額の合算額に〇・九〇二を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た額とする。

（法人事業税交付金の基準額の算定方法）

第三十七条の四の二　法人事業税交付金の基準額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額は零とする。